

【認定のための添付書類】

【被扶養者である条件】

- ①日常生活において、主として被保険者の収入によって生計を維持されている方
- ②年間収入見込み額が、130万円未満(60歳以上または障害年金等を受給されている方は180万円未満)かつ被保険者収入の2分の1未満の方
- ③75歳未満の方

【添付書類をご用意いただく際の注意点】

- ①扶養状況の内容から、〈被扶養者添付書類一覧〉の書類以外に被保険者の収入状況を確認できる書類、その他追加書類をご用意いただく場合があります。
- ②提出いただきました書類は原則ご返却いたしません。

※提出いただきました書類にかかる個人情報につきましては、「個人情報保護に関する基本方針」に基づき安全に十分配慮して扶養認定以外には使用いたしません。

〈被扶養者添付書類一覧〉

<p>◆世帯全員の続柄および申請対象者の個人番号表記のある住民票 (必ず1部をご用意ください) ※発行から90日以内</p> <p>※住民票で被保険者と続柄が確認できない場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本が必要となる場合があります</p> <p>※配偶者が被扶養者になっていない場合(夫婦共働きの場合)は、被扶養者異動届に被保険者及び被扶養者の年収額を記入いただくか、申請月から1年間の双方の給与支払見込証明書(産休・育休給付金等を含む)を添付してください。</p>
--

●上記の住民票に加えて、続柄および現在の状況に応じて以下の必要書類をご用意ください

対象被扶養者	必要書類												
<ul style="list-style-type: none"> ・子 ・兄弟 ・姉妹 ・孫 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">高校生(全日制)</td> <td>◆学生証(写)</td> </tr> <tr> <td>大学生・短大生 専門学校生等</td> <td>◆在学証明書 ※発行から90日以内</td> </tr> <tr> <td>通信制・定時制 等の学生</td> <td>①直近の課税・非課税証明書 ③学生証(写)(高校生の場合) ②直近3か月の給与明細(写)または源泉徴収票(写) ④在学証明書(高校生以外) ※発行から90日以内 <u>※①、②が必須。③、④はいずれかあてはまるもの</u></td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>◆直近の課税・非課税証明書 (必ずご用意ください) ◆収入がある場合、直近3か月の給与明細(写)または源泉徴収票(写)</td> </tr> </table>	高校生(全日制)	◆学生証(写)	大学生・短大生 専門学校生等	◆在学証明書 ※発行から90日以内	通信制・定時制 等の学生	①直近の課税・非課税証明書 ③学生証(写)(高校生の場合) ②直近3か月の給与明細(写)または源泉徴収票(写) ④在学証明書(高校生以外) ※発行から90日以内 <u>※①、②が必須。③、④はいずれかあてはまるもの</u>	上記以外	◆直近の課税・非課税証明書 (必ずご用意ください) ◆収入がある場合、直近3か月の給与明細(写)または源泉徴収票(写)				
高校生(全日制)	◆学生証(写)												
大学生・短大生 専門学校生等	◆在学証明書 ※発行から90日以内												
通信制・定時制 等の学生	①直近の課税・非課税証明書 ③学生証(写)(高校生の場合) ②直近3か月の給与明細(写)または源泉徴収票(写) ④在学証明書(高校生以外) ※発行から90日以内 <u>※①、②が必須。③、④はいずれかあてはまるもの</u>												
上記以外	◆直近の課税・非課税証明書 (必ずご用意ください) ◆収入がある場合、直近3か月の給与明細(写)または源泉徴収票(写)												
<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 ・父母 ・祖父母 ・義父母 ・曾祖父祖母 ・上記以外の三親等内の親族 	<p>◆直近の課税・非課税証明書 (必ずご用意ください)</p> <p>※収入がある場合(パート、年金受給者、自営業者など)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①直近3ヶ月の給与明細(写)または源泉徴収票(写) ※勤務して3か月以内の場合は、雇用契約書(写)</td> <td style="width: 50%;">④年金額改定通知書(振込通知書)(写)または年金源泉徴収票(写)など(障害・遺族年金等も含まれます)</td> </tr> <tr> <td>②雇用保険受給者証(写)または受給資格通知(写)</td> <td>⑤確定申告書(写)および現在の収支状況が分かる書類</td> </tr> <tr> <td>③出産手当金や傷病手当金の受給証明(写)</td> <td></td> </tr> </table> <p><u>*①～⑤のうちあてはまるものすべて</u></p> <p>※収入がない場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①退職証明書、退職時源泉徴収票(写)等の退職日が分かるもの</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>②離職票(写)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③雇用保険受給者証(写)または受給資格通知(写)</td> <td></td> </tr> </table> <p><u>*①～③のうちいずれか1点</u></p>	①直近3ヶ月の給与明細(写)または源泉徴収票(写) ※勤務して3か月以内の場合は、雇用契約書(写)	④年金額改定通知書(振込通知書)(写)または年金源泉徴収票(写)など(障害・遺族年金等も含まれます)	②雇用保険受給者証(写)または受給資格通知(写)	⑤確定申告書(写)および現在の収支状況が分かる書類	③出産手当金や傷病手当金の受給証明(写)		①退職証明書、退職時源泉徴収票(写)等の退職日が分かるもの		②離職票(写)		③雇用保険受給者証(写)または受給資格通知(写)	
①直近3ヶ月の給与明細(写)または源泉徴収票(写) ※勤務して3か月以内の場合は、雇用契約書(写)	④年金額改定通知書(振込通知書)(写)または年金源泉徴収票(写)など(障害・遺族年金等も含まれます)												
②雇用保険受給者証(写)または受給資格通知(写)	⑤確定申告書(写)および現在の収支状況が分かる書類												
③出産手当金や傷病手当金の受給証明(写)													
①退職証明書、退職時源泉徴収票(写)等の退職日が分かるもの													
②離職票(写)													
③雇用保険受給者証(写)または受給資格通知(写)													
対象被扶養者が別居している場合													
<p>16歳未満および学生以外の対象被扶養者が別居している場合、上記書類に加えて以下の書類が必要です</p> <ul style="list-style-type: none"> ①別居先の世帯全員の続柄表記のある住民票 ※発行から90日以内 ②仕送り額が分かる書類(直近3ヶ月分) ※仕送りの手渡しでは扶養関係が確認できません ※振込人(差出人)は被保険者、受取人は被扶養者であり『送金日・送金額、受取人・振込人』の記載があるもの (例) 振込依頼書(写)、ATM利用明細書(写)、現金書留の控え、ネットバンキングの送金額と受取人・振込人の記載がある書面など ③辞令の写し(単身赴任の場合) <p>なお、配偶者、子、兄弟姉妹、孫、父母、祖父母、曾祖父祖母以外の対象被扶養者が別居の場合には、被扶養者の条件から外れます。また、特別な事情があり対象被扶養者が別居している場合は、年齢問わず①～③の書類が必要になることがあります。</p>													